

工事名称：小清水組合公宅外部修繕工事

参考数量資料

令和7年度

北海道農業共済組合オホーツク統括センター

工事請負契約書

契約当事者

発注者：北海道農業共済組合 組合長理事

請負者：

工事名・場所

工事名：小清水 組合公宅外部修繕工事

工事場所：斜里郡小清水町小清水 20 番地 6、20 番地 7

契約期間

令和 7 年 6 月 日 ~ 令和 7 年 11 月 30 日

契約金額

円（消費税 10%込）

契約条項

第 1 条（契約の締結）

発注者（北海道農業共済組合）と落札者（以下「請負者」という。）は、落札決定の日から起算して 5 日以内（土日祝日を除く）に、本工事に係る工事請負契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

本契約書は 2 通作成し、発注者および請負者が各 1 通を保有するものとする。

契約書に係る印紙税については、発注者および請負者がそれぞれ費用を負担するものとする。

第 2 条（使用材料・仕様・施工方法）

使用材料、仕様、施工方法については請負者に一任するが、請負者は品質の確保、関連基準の遵守、および事前の説明を発注者に行うこととする。

第3条（品質保証・アフターサービス）

保証期間は、契約書締結前に請負者が発注者へ保証書をもって説明することとする。

第4条（支払条件）

発注者は、請負者に対し、工事完了後30日以内に契約金額を、請負者の指定した口座へ振込にて支払うものとする。

第5条（遅延損害金）

請負者が工事を遅延した場合、発注者は遅延日数に応じて遅延損害金を請求することができるものとする。

第6条（契約の解除および違約金）

発注者または請負者は、相手方が契約条項に違反した場合、書面による通知をもって本契約を解除することができるものとする。

なお、請負者は発注者に対し、違約金として契約金額の1割を支払うものとする。ただし、発注者に生じた損害が当該違約金を超える場合には、請負者はその超過額についても損害賠償を請求することができるものとする。

第7条（不可抗力）

天災地変その他不可抗力により工事の履行が困難となった場合、発注者および請負者は協議の上、工期の延長または契約の解除を行うことができるものとする。

第8条（瑕疵担保責任）

1. 請負者は、引渡し後1年間、工事に瑕疵がないことを保証するものとする。
2. 引渡し後1年間以内に瑕疵が発見された場合、請負者は無償でその瑕疵を修補するものとする。
3. 瑕疵の修補に要する費用は、請負者の負担とする。
4. 瑕疵の修補が困難な場合、請負者は発注者と協議の上、適切な代替措置を講じるものとする。

第9条（損害賠償）

1. 請負者は、本契約に違反し、発注者に損害を与えた場合、その損害を賠償する責

任を負うものとする。

2. 発注者は、請負者の責に帰すべき事由により損害を被った場合、請負者に対し、その損害の賠償を請求できるものとする。
3. 損害賠償の範囲は、直接損害に限られ、間接損害および逸失利益は含まないものとする。
4. 損害賠償の請求は、損害発生後速やかに書面により行うものとする。

第 10 条（第三者（下請け業者）への委託）

請負者は、発注者の事前の同意を得た上で、工事の一部を第三者（下請け業者）に委託することができるものとする。

ただし、請負者は、第三者（下請け業者）による作業の品質および結果について、全責任を負うものとする。

第 11 条（第三者に対する損害）

1. 請負者は、本工事の遂行に関連して第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負うものとする。
2. 発注者は、請負者が第三者に与えた損害について、請負者に対し、その賠償を請求できるものとする。
3. 損害賠償の範囲は、直接損害に限られ、間接損害および逸失利益は含まないものとする。
4. 損害賠償の請求は、損害発生後速やかに書面により行うものとする。

第 12 条（周辺環境への配慮）

1. 請負者は、工事に伴う騒音、振動、粉塵について、適切な対策を講じるものとする。
2. 請負者は、工事開始前に近隣住民に対し、工事内容、工期、作業時間、連絡先等を説明し、理解を得るよう努めるものとする。
3. 工事期間中に近隣住民から苦情があった場合、請負者は速やかに対応し、必要な措置を講じるものとする。
4. 請負者は、発注者の指示に従い、周辺環境への影響を最小限に抑えるための措置を講じるものとする。

第 13 条（法令・届出の遵守）

1. 請負者は、本工事に関して適用される法令を遵守し、必要な届出を行うものとする。
2. 請負者は、建設リサイクル法に基づく届出を行い、適切な処理を行うものとする。
3. 請負者は、公道を使用する場合、道路使用許可および占用許可を取得するものとする。
4. 請負者は、産業廃棄物の処理に関して、マニフェスト管理を行い、適正な処理を行うものとする。

第 14 条（紛争解決）

1. 本契約に関して疑義または紛争が生じた場合、当事者は誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。
2. 前項の協議によっても解決しない場合、当該紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
3. 本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第 15 条（秘密保持）

1. 請負者および発注者は、本契約に関連して知り得た相手方の秘密情報を、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示してはならないものとする。
2. 前項の秘密情報には、技術情報、営業情報、その他一切の情報が含まれるものとする。
3. 請負者および発注者は、秘密情報を本契約の履行以外の目的で使用してはならないものとする。
4. 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

第 16 条（反社会的勢力の排除）

1. 請負者および発注者は、自らが反社会的勢力に該当しないこと、および反社会的勢力を利用しないことを表明し、保証するものとする。
2. 請負者および発注者は、相手方が反社会的勢力に該当することが判明した場合、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができるものとする。
3. 前項の契約解除により生じた損害については、解除した当事者は一切の責任を負わないものとする。

令和 7 年 6 月 日

発注者

住所：札幌市中央区北 4 条西 1 丁目 1 番地北農ビル 1 5 階

電話：011-271-7212

北海道農業共済組合 組合長理事 

請負者

住所：

電話：

